令和7年11月18日 第12754号

の	0	0	0	0	る	0		0	の	0	0				<b>D</b>	赶
完了	開 発	道 路	"	公共	事項	農業		指 定	辞退	精 神	精 神				P	í)
•	許可	の位		測量	$\mathcal{O}$	委員		居宅		通 院	通院				山	1
	· を 受	- 置 の		の実	変更	業委員会ネ		サー		医療	医					
	けた	指 定		施		ット	公公	ビス		を 担	療を担	告	目		男	į
	開					ワー		等 の		当す	当す					
	発行為					ク 機	告】	事業		る 医	当する医療	示】	次		1	7
	に 関					構の		の 廃		療 機	機				*	Ħ
	す る エ					指 定		止		関の	関の				芊	<b>X</b>
	工事					に係				指 定	指 定				新	<u> </u>
	"	建	"	監		農		指		"	健				新 行	
		築 指		理課		村 振		導 監			康 推		担当課		山 山	1
		導 課				興課		查課			進課				県	<u> </u>
													(室)	,	K	>
															7	
																目
																В
																次
																У.
																担 当
																課
																( 室 )

◎岡山県告示第五百十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指

令和七年十一月十八日

指定した医療機関

かなで薬局

在

倉敷市玉島一六五一——

岡 Щ 県 知 事

令和七年十一月一日 指定年月日

> 伊 原 木

隆 太

◎岡山県告示第五百十五号

について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関

令和七年十一月十八日

指定を辞退した医療機関

イヨウ薬局 矢掛店

所 在 地

小田郡矢掛町小林二九二—一

岡山県知事

伊原木

隆

太

令和七年十月三十一日

辞退年月日

# ◎岡山県告示第五百十六号

を廃止する旨の届出があった。 項の規定により、次のとおり指定居宅サー の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項及び第百十五条の五第二

事業所の名称及び所在地

岡山県知事

木

隆

太

すばる訪問看護ステー ・ション

所在地

2

総社市真壁二一二

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

所在地医療法人さかえ外科内科クリニック

総社市真壁二一二

令和七年十一月十一日廃止の届出を受理した年月日

サービスの種類三三六〇八九〇〇一〇 介護保険事業所番号

兀

五.

介護予防訪問看護

#### 岡山県公報 第12754号 令和7年11月18日

令和七年十一月十八日により次のとおり変更の届出があった。により次のとおり変更の届出があった。「五一四」農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第四十二条第一〔五一四〕農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第四十二条第一 同条第三項の規定

山県知事 伊 木 隆 太

一般社団法人岡山県農業会議指定に係る事項を変更した農業委員会ネット - ク機構

変更事項

変更後 岡山市北区磨屋町九番一八号 変更後 岡山市北区磨屋町九番一八号 変更前 岡山市北区磨屋町九番二三号変更後 岡山市北区磨屋町九番一八号

2

令和七年十一 変更年月日

変更の理由 の建替工事のため

月十日

兀

知があった。第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通〔五一五〕測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法

令和七年十一月十八日

岡山県知事

木

太

末小地田	測						
内郡矢	量						
掛町	区						
上高	域						
公共	測						
測量	₽.						
( 基	量						
準点	Ø						
測量)	14						
	種						
	類						
和令八和	測						
年七一年							
月十一	量						
五月五日	期						
までら							
令	間						

第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通〔五一六〕測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 知があった。

令和七年十一月十八日

山県知事

原 木

太

末地内小田郡矢掛町上高 測 区 域 公共測量 (基準点測量)  $\mathcal{O}$ 類 和八年一月二十六日まで令和七年十一月五日から令 間

する。
その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供により、次のとおり道路の位置を指定した。
〔五一七〕建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定

岡山県知事

日帝和七年十一月七年第六〇一二号	指定年月日
番四番四勝間田字横町六三九勝田郡勝央町勝間田字横町六三九	道路の位置
四・〇〇 三五・〇〇	(メートル)(メー道路の幅員 道路
· • •	(メートル)道路の延長

令和七年十一月十八日る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔五一八〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

伊 原 木

太

総社市新本字小砂六九四六番一開発区域又は工区に含まれる地域 めの名称 岡山県知事

総社市新本六九四四番地許可を受けた者の住所及び氏名

石原虎太郎

令和七年三月二十七日岡山県指令建指第四三二号許可年月日及び許可番号